

特別養護老人ホーム清水苑 運営規程【短期入所生活介護】

(事業目的)

第1条 社会福祉法人六心会（以下「法人」という。）が設置運営する指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）清水苑（以下「施設」という。）が実施する指定短期入所生活介護の事業（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設において指定短期入所生活介護サービス（以下「介護サービス」という。）が適正に、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護サービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名 称 特別養護老人ホーム清水苑

(2)所在地 滋賀県東近江市五個荘川並町268番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 本事業に従事する従業者は、特別養護老人ホーム清水苑の従業者が兼務するものとする。

(1) 所長（管理者） 1名（基準）
所長は、本事業の職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員（介護支援専門員兼務） 1名（基準）以上
利用者又はその家族に対し、相談援助業務を行うとともに、短期入所生

- 活介護計画の作成、短期入所生活介護計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行う。
- (3) 看護職員（看護師、准看護師） 3名（基準）以上
短期入所生活介護計画に基づき主として利用者の健康管理、記録及び職員の保健衛生業務を行う。
- (4) 介護職員 31名（基準）以上
短期入所生活介護計画に基づき日常生活上の介護業務を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名（基準）以上
短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。
- (6) 栄養士（管理栄養士含む） 1名（基準）以上（兼務）
短期入所生活介護計画に基づき主として栄養管理、栄養指導業務を行う。
- (7) 調理員 業務状況に応じて配置（委託）
利用者の身体の状況及び嗜好を配慮して給食業務を行う。
- (8) 事務員 業務状況に応じて配置
施設の庶務及び会計業務を行う。
- 2 前項に定める者のほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。
- 3 職員の定数は、法令で定める基準を下回らない職員を置くものとする。

（利用定員）

第5条 利用定員については、16名とする。

（短期入所生活介護の内容）

第6条 本事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護
- (イ)利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術を提供する。
- (ロ)1週間に2回以上入浴又は清拭を実施する。
- (ハ)利用者の心身の状況に応じ適切に排泄の自立について必要な援助を行う。
- (ニ)おむつ使用者については、適切に取り替える。
- (ホ)利用者に対し、離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話を適切に行う。
- (2) 食事の提供
- (イ)栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を配慮する。
- (ロ)利用者の自立支援に配慮し、離床して摂取する。
- (3) 機能訓練

利用者の心身の状況に配慮し、生活機能の改善、維持のため機能訓練を実施する。

(4) 健康管理

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持に努める。

(5) 相談及び援助

利用者及び家族の相談に幅広く対応するとともに、必要な助言、その他の援助を行う。

(6) その他サービス

(イ) 教養娯楽設備等を備えるほか、利用者のための各種レクレーション行事を実施する。

(ロ) 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料)

第7条

介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときはその1割または2割、3割の額とする。

2 前項の支払を受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。

(1) 施設の通常の送迎実施地域以外に居住する者に対して行う送迎に要する費用

(イ) 実施地域超過分片道 10km 未満 500円

(ロ) 実施地域超過分片道 10km~20km 未満 1,000円

(ハ) 実施地域超過分片道 20km 以上 10km 毎に 500円加算

(2) 滞在費

個室 1日 1,171円

2人室・4人室 1日 855円

※介護保険負担限度額認定の交付を受けている利用者は、その認定証に記載された額とする。

(3) 食費 1日 2,000円

(朝320円、昼800円、おやつ140円、夕740円)

※介護保険負担限度額認定の交付を受けている利用者は、その認定証に記載された額とする。

(4) 理美容代 実費

(5) 電気及び電気器具使用料 1電源あたり1日50円

※個人でテレビ、ラジオ、電気毛布等を使用される場合

(6) 利用者の希望によって身の回り品または教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合に係る相当な費用（実費）

(7) 前号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護の提供において通常

必要となるものに係る費用であって、利用者に負担を求めることが適当と認められる費用

- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明を行ったうえで、支払の同意を得なければならない。

(キャンセル料)

- 第8条 利用予定日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出があった場合、利用予定日数分短期入所生活介護費の 10%をキャンセル料として算定するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

- 第9条 通常の送迎の実施地域は、東近江市、近江八幡市、愛荘町の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第10条 利用者は、本事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、短期入所生活介護の利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4) 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。
- (6) 緊急時等の連絡先は、必ず申し出ること。
- (7) サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証等の提示を行うこと。
- (8) 第13条で定める非常災害対策等に可能な限り協力すること。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 職員は、短期入所生活介護サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに管理者及び主治医に報告し、その指示に従って適切に対応しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第12条 施設は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策等)

- 第13条 防火管理業務並びに地震防災対策について必要な事項を、法人消防防災計画として定め、火災、震災、その他の災害の予防並びに利用者、職員等の生命及び財産に対する被害の軽減防止を図るものとする。
- 2 施設は年2回、定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち1回は夜間または夜間想定訓練）を行う。訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 3 施設は非常災害発生時に当該事業が継続できるよう、他の社会福祉施設等との連携及び協力を構築するよう努めるものとする。
- 4 災害が発生した場合は、被災者支援及び復興支援に積極的に取り組むものとする。

(苦情処理)

- 第14条 施設は、その提供した短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 施設は、その提供した短期入所生活介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 施設は、その提供した短期入所生活介護に関する国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(身体拘束その他の行動制限)

- 第15条 施設の職員は、利用者の身体的な拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。但し、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ないと当該所長が認め、身体拘束適正化委員会にて検討した場合はこの限りではない。但し、その場合は利用者、利用者身元引受人等の充分な理解と同意を得ること。また、実際に拘束を行う場合には、身体拘束適正化委員会において継続的なカンファレンスを行い、検討し、様態、時間、心身の状況等の経過観察を記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第16条 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置

を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 施設は、職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制の整備に努めるものとする。

2 施設は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めるものとする。

3 施設は、利用者的人権擁護、虐待防止等のため、責任者の設置等の体制整備及び職員に対し研修の機会を確保するものとする。

4 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。又、秘密を保持するべき旨を、法人就業規則に定めるものとする。

5 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、予め利用者又はその家族の同意を得る。

(重要事項の掲示)

第18条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示、または、閲覧可能な形でファイル等で備え置く。

(法令との関係)

第19条 この規程に定めのない事項については、「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（条例第17号）」その他関連法令の定めるところによる。また、この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人六心会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成15年12月12日から施行する。
2. この規程の一部変更は、平成17年10月1日から施行する。

3. この規程の一部変更は、平成 18 年 12 月 11 日から施行する。
4. この規程の一部変更は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
5. この規程の一部変更は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
6. この規程の一部変更は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
7. この規程の一部変更は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
8. この規程の一部変更は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
9. この規程の一部変更は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
10. この規程の一部変更は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
11. この規程の一部変更は、平成 29 年 12 月 8 日から施行する。
12. この規程の一部変更は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
13. この規程の一部変更は、令和元年 12 月 1 日から施行する。
14. この規程の一部変更は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
15. この規程の一部変更は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
16. この規程の一部変更は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。
17. この規程の一部変更は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。